

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領の運用について

	令和3年5月7日
	3 林 第 265 号
一部改正	令和4年9月30日
	4 林 第 464 号
一部改正	令和5年6月6日
	5 林 第 237 号
一部改正	令和6年4月1日
	6 林 第 159 号
一部改正	令和7年4月16日
	7 林 第 231 号
一部改正	令和8年7月14日
	8 林 第 468 号

1 趣旨

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）の実施については、豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）及びひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領（令和3年5月7日付け3林第238号農林水産部長通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

2 書類の受付

京都府広域振興局、京都林務事務所の長（以下「振興局等の長」という。）は所管する区域において、また、林業振興課長（以下「課長」という。）は京都府外において、交付対象事業を実施する緑の工務店等から要領に規定する書類の提出があったときは、要領に規定する添付書類及び提出された書類の記載事項の確認を行い、不備がある場合は書類の補正について指導するものとする。

3 事業申込書

- (1) 要領第6の知事が別に定める期間とは、2月1日から12月末日までとする。
- (2) 事業申込書に不備がない場合は、振興局等の長又は課長は受付印を押印し、写しを申請者へ返却する。

4 交付申請書

要領第8第1項に規定する知事が別に定める期間は、交付申請をしようとする年度の4月1日から2月末日までとする。ただし、申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、この期間内であっても、受付を停止するものとする。

5 実施状況報告

- (1) 振興局等の長は、第1号様式により、事業の実施状況を取りまとめの上、毎月末現在の実施状況を翌月の5日までに、農林水産部長（以下「部長」という。）あて報告するものとする。
- (2) 部長は、(1)の報告に基づき、振興局等の長に予算の範囲内で配当を行うものとする。

6 完成検査

- (1) 振興局等の長又は課長は、要領第8の申請書の提出があったときは、遅滞なく職員に完成検査を実施させるものとする。
- (2) 完成検査の結果を第2号様式により、振興局等の職員は振興局等の長あて、林業振興課の職員は知事あて報告しなければならない。

7 交付決定及び額の確定

振興局等の長又は課長は、申請書に基づき前条に規定する完成検査の結果、補助金の交付が妥当と認めたときには、第3号様式により申請者に補助金の交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

8 変更及び辞退

- (1) 要領第7第1項に規定する変更事業申込書が提出され、内容に不備がない場合は、振興局等の長又は課長は受付印を押印し、写しを申請者へ返却する。

- (2) 要領第7第2項に規定する辞退届の提出があり、内容に不備がない場合は、振興局等の長又は課長は受付印を押印し、写しを申請者へ返却する。

附 則

- 1 この運用は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年度において、3の（1）に規定する期間の開始は6月1日とする。
- 3 令和3年度において、4に規定する期間の開始は8月1日とする。

附 則

この運用は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この運用は、令和5年6月6日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年4月16日から施行する。

附 則

この運用は、令和8年7月14日から施行する。